

ともすけ共済

令和6年度

交通災害共済

年間掛金

300円

不慮の災害共済

年間掛金

700円

誰でもカンタン
すぐできる！



↑ ネットでのお申し込みは
コチラから

ネット加入推進キャンペーン

令和6年3月末までにネットで加入した方へ
抽選で10名様に「オムロン体組成計」プレゼント！

詳しくはパンフレット内をご覧ください。

秋田県市町村総合事務組合

交通災害共済・不慮の災害共済について

交通災害共済

加入者が交通災害にあったとき、**入院治療期間及び通院治療期間**につき共済金を支給します。

交通災害とは

道路上において、自動車、バイク、自転車等の事故による死傷をいいます（日本国内に限る）。例えば、自動車を運転中に衝突した、自転車で転倒した、歩行中に自動車にひかれたなどの事故がこれにあたります。

不慮の災害共済

加入者が不慮の災害にあったとき、**入院治療期間**につき共済金を支給します。

通院治療期間は対象になりません。

不慮の災害とは

急激かつ偶然の外来の事故による死傷をいいます。例えば、道路上でないため交通事故にならなかった自動車等による事故、作業中の事故、スポーツ中の事故、地震や火災などによる災害がこれにあたります。

病気による入・通院、死亡などは対象となりません。

共済の加入資格

秋田県内（**秋田市を除く**）の住民基本台帳に記録されている方なら、どなたでも加入できます。

本共済の加入は1人1口です。

2口以上加入することはできません。

共済期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

4月1日以降に加入の場合は、加入申込日の翌日から共済期間の末日まで。

事故発生日が共済期間内である災害が対象です。

共済掛金

交通災害共済：1人 300円

不慮の災害共済：1人 700円

大人も子どもも一律の金額です。

年度途中から加入しても掛金の額は変わりません。

令和6年度の小学校1年生は、1年間に限り交通災害共済掛金が無料です（不慮の災害共済は除く）。

自動加入ですので、加入手続きは必要ありません。

災害共済金

		交通災害共済金	不慮の災害共済金
死	亡	1,000,000 円	600,000 円
後遺障害第 1 級		1,000,000 円	600,000 円
〃	第 2 級	800,000 円	480,000 円
〃	第 3 級	700,000 円	420,000 円
〃	第 4 級	600,000 円	360,000 円
〃	第 5 級	500,000 円	300,000 円
傷害	入院	日額 2,000 円	日額 1,100 円
	通院	日額 800 円	対象外

注1 交通災害共済金：傷害は最低保障額 15,000 円～支払上限額 200,000 円。通院 1 日でも請求できます。

注2 不慮の災害共済金：傷害は最低保障額 15,000 円～支払上限額 110,000 円。入院 1 日でも請求できます。

注3 はり・きゅうは対象となりません。

注4 死亡、後遺障害及び傷害のうち複数に該当した場合でも、死亡の場合は死亡の共済金の額が、後遺障害の場合は後遺障害の当該等級による共済金の額が上限となります。

注5 後遺障害は、自動車損害賠償保障法施行令別表に定める第 1 級から第 5 級までの障害をいいます。

注6 当該事故前の身体障害は対象となりません。

共済金の請求方法

市役所・町村役場又はインターネットで（表紙のQRコード）共済金を請求できます。

請求期間は、災害発生日（後遺障害の場合は、症状が固定した日）から**3年以内**です。共済金の請求には、次の書類が必要です。

交通災害共済	不慮の災害共済
共済金請求書※	共済金請求書※
交通事故証明書	診断書
診断書	加入者証の写し
加入者証の写し	通帳等の写し
通帳等の写し	

※インターネット請求の場合、共済金請求書は不要です。
 ※死亡共済金及び診断書が4枚以上ある場合は、インターネット請求はできません。

交通事故証明書がない場合の支払制限

交通災害共済は、自動車安全運転センター事務所長の発行する**交通事故証明書**の添付がないときは、共済金が**5割減額**されます。

同乗していた場合などで、交通事故証明書に記載されていない場合も、同様に5割減額されます。

共済金の支払制限

- ・ 酒気帯び運転（酒酔い運転を含む）、無免許運転（酒気帯び運転又は無免許運転をしながら同乗した場合を含む）、自殺、故意による事故の場合には共済金をお支払いできません。
- ・ 不正に共済金の支払いを受けようとしたときや、暴走行為、スピード違反、薬物により正常な運転ができない状態での交通事故、闘争行為による事故などのほか、法令に違反し、かつ、重大な過失がある場合などには、共済金が制限されることがあります（制限する割合については、知識経験を有する第三者で組織する組合審査委員会において決定されます）。

弔慰金について

次のような場合に、死亡したときは10万円の弔慰金をお支払いします。

- ・ 交通災害共済に加入していて、交通事故でありながら自殺、無免許、酒気帯び運転（酒酔い運転を含む）又は故意で共済金が支払い対象とならなかった場合
- ・ 不慮の災害共済に加入していて、自殺又は故意で共済金支払い対象とならなかった場合

なお、病気で死亡した場合はお支払いできません。

奨学援護金制度

加入者である父母のいずれかが、次の場合に該当したときは、その遺児等に、幼稚園又は保育園（小学校入学前2年間）から高校卒業までの最高14年の間、1人月額5,000円の奨学援護金が支給されます。

- ・ 死亡の共済金又は弔慰金に該当したとき
- ・ 後遺障害第1級の共済金に該当したとき

加入申し込み方法

加入申し込みは、インターネットまたは取扱金融機関または市役所・町村役場で受け付けます。

インターネットで申し込む場合

お持ちのスマートフォン(表紙のQRコード)やパソコンから24時間いつでも申し込みができます。

金融機関窓口で申し込む場合

加入申込書に必要な事項を明記のうえ、人数分の掛金を添えて金融機関窓口へ提出してください。

なお、取扱金融機関での加入申し込み取扱期間は、2月1日から7月31日までです。

[取扱金融機関]

秋田銀行	あきた白神農業協同組合
北都銀行	秋田やまもと農業協同組合
ゆうちょ銀行又は郵便局	秋田しんせい農業協同組合
羽後信用金庫	秋田おばこ農業協同組合
	こまち農業協同組合
	うご農業協同組合

秋田県内の店舗で加入できます(派出窓口を除く)。

市役所・町村役場窓口で申し込む場合

加入申込書に必要な事項を明記のうえ、人数分の掛金を添えてお住まいになっている市町村の市役所又は町村役場の窓口へ提出してください。

市役所・町村役場では通年加入を受け付けます。

なお、市町村によっては窓口受付を実施しない場合がありますので、その場合はインターネットまたは金融機関窓口で加入申し込みをしてください。

[お問い合わせ先]

能代市	市民保険課	0185-89-2168	小坂町	町民課	0186-29-3928
横手市	地域づくり支援課	0182-35-2266	上小阿仁村	総務課	0186-77-2221
大館市	市民課	0186-43-7044	藤里町	町民課	0185-79-2113
男鹿市	生活環境課	0185-24-9111	三種町	町民生活課	0185-85-4823
湯沢市	環境共生課	0183-73-2115	八峰町	総務課	0185-76-4666
鹿角市	生活環境課	0186-30-0224	五城目町	住民生活課	018-852-5112
由利本荘市	生活環境課	0184-24-6253	八郎潟町	住民生活課	018-875-5805
潟上市	地域づくり課	018-853-5370	井川町	町民生活課	018-874-4415
大仙市	生活環境課	0187-63-1111	大潟村	総務企画課	0185-45-2111
北秋田市	生活課	0186-62-6628	美郷町	住民生活課	0187-84-4903
にかほ市	生活環境課	0184-32-3033	羽後町	町民生活課	0183-62-2111
仙北市	市民生活課	0187-43-3313	東成瀬村	総務課	0182-47-3401

秋田県市町村総合事務組合 018-888-0220

インターネット加入推進キャンペーン

インターネットでご加入いただいた方の中から、抽選で10名様にオムロンの体組成計をプレゼント!

◎対象受付期間

令和6年2月1日～3月31日

◎当選決定

対象受付期間終了後、抽選で決定します。当選の発表は、景品の発送をもって代えさせていただきます。発送は、令和6年4月下旬を予定しておりますが、諸事情により遅れることがあります。

◎注意事項

- ・インターネットでご加入いただくことで、自動応募となります。
- ・賞品は予告なく変更する場合があります。

加入申込書記載例

太線の枠の中をはっきりと記入してください。
ボールペン等で記入してください。

市町村名	納入者氏名	
〇〇市	秋田太郎	
住所	※加入者の秋田県内(秋田市を除く。)の住民基本台帳に記録されている住所を記載してください。	
	〇〇市〇〇町〇番〇号	
	(TEL 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)	
加入者氏名	加入する共済に〇印	
	交通災害 1人300円	不慮の災害 1人700円
秋田太郎	○	○
花子	○	○
三洋	小1	○
人数計	2人	3人
共済掛金	600円	2,100円
合計金額	2,700円	

令和6年度の小学校1年生はこのように記入し、人数計や共済掛金には含めません(交通災害共済のみ)。

※加入申込書に記載いただいた内容は、共済金及び奨学支援金の支払目的のみに使用するもので、その他の目的に使用したり外部に公表したりすることは一切ありません。